



第7期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
（恵比寿ガーデンプレイス内）

定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお
土産のご用意はございません。何卒ご理解
くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主総会に当日ご出席されない株主様

議決権行使書用紙をご郵送いただくか、インターネット等により議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

2023年6月22日（木曜日）午後5時45分まで

株主の皆様へ



株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）定時株主総会を6月23日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループの現況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

当期の期末配当につきましては、取締役会決議により、1株当たり24円を実施させていただきます。

2023年6月

代表取締役社長 宮下 功

証券コード：2296
(発送日) 2023年6月2日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月26日

株 主 各 位

東京都目黒区三田一丁目6番21号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮 下 功

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/sh_meeting.html
(上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。)



【株主総会資料
掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2296/teiji/>



【東京証券取引所
ウェブサイト】
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「伊藤ハム米久ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2296」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)




※上記ウェブサイト上に掲載している電子提供措置事項につきましては、全て同一のデータを掲載しております。

なお、株主総会当日は、インターネット上でのライブ中継を実施いたしますので、遠方の株主様等は、ライブ中継のご視聴をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

<p>1. 日時</p> 	<p>2023年6月23日（金曜日）午前10時 （受付開始：午前9時15分）</p>
<p>2. 場所</p> 	<p>東京都目黒区三田一丁目13番2号 ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内） （ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）</p>
<p>3. 目的事項</p> <p>報告事項</p>  <p>決議事項</p> 	<p>①第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p>
	<p>②第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件</p>
	<p>第1号議案 株式併合の件</p> <hr/> <p>第2号議案 取締役6名選任の件</p> <hr/> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p>
<p>4. 招集にあたっての決定事項</p>	<p>後記5頁から6頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。</p>

※定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

以上



- 会社法改正により、電子提供措置事項につきましては、前述の各ウェブサイトよりご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、前述の各ウェブサイトにてのみ掲載しておりますので、お送りする書面には記載していません。
 - ① 事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」なお、上記①から③の書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
- **次回以降の株主総会資料につきましては、一部の内容を除き、書面交付請求をされた株主様に限り、書面でお送りする予定です。**
- 電子提供措置事項の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席いただく株主様につきましては、体調などに十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。
- 感染症拡大や自然災害を含む大規模災害の発生等により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/>) に掲載しますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

第7期定時株主総会 ライブ中継のご案内

第7期定時株主総会の模様を、当社ウェブサイト上にてライブ中継いたします。

ライブ中継の視聴を希望される株主様は、当社ウェブサイトの参加申込みフォームよりお申込みください。

<お申込み受付：2023年6月22日（木曜日）午後5時45分まで>

https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/sh_meeting.html

<ご注意事項>

- ・ ライブ中継は、ご視聴のみとなっており、会社法上の株主総会へのご出席には該当いたしません。ライブ中継を通じての議決権の行使はできず、また、ご意見・ご質問は受け付けておりませんので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・ お申込みの方には、ライブ中継視聴用のURLを後日、メールにてご連絡いたします。
- ・ 万一、何らかの事情によりライブ中継を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



郵送で議決権をご行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時45分到着分まで



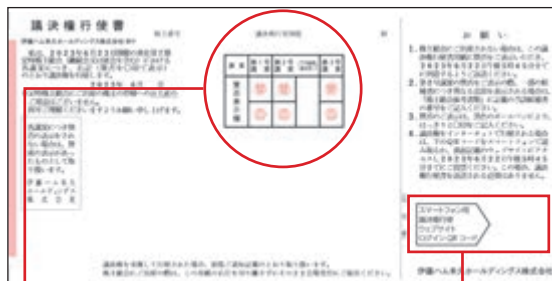
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月23日(金曜日)
午前10時

会場 ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



インターネットによる議決権行使に関する詳細は次頁をご覧ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1、3号議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

【第2号議案】

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。



インターネット等で議決権をご行使される場合



議決権をインターネット等によりご行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時45分まで

「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」のご利用にあたっては、同封のリフレットもご参照ください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

●書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等の行使を有効な行使として取り扱います。インターネット等で複数回重複して議決権をご行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

本件は、当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施するものです。

当社の普通株式の発行済株式総数は、2023年3月31日現在で287,355,059株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあり、本株式併合によりこの改善を図るものです。

本株式併合により、1株当たりの諸指標（利益、純資産額等）や株価について、他社との比較が容易になることが期待されます。

また、当社は、『中期経営計画2023』における配当方針として、「配当性向40%を目途に30~50%の範囲で安定的に増配」を掲げており、本株式併合を実施することにより、1株当たり配当についてより細かな設定が可能となることや中間配当実施の検討など、株主還元施策の柔軟性が高まるものと考えています。

なお、全国証券取引所では、全ての国内上場会社株式の売買単位が100株に統一されていることから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものとします。

2. 提案の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

5株につき1株の比率をもって併合します。

(2023年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。)

(3) 効力発生日

2023年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

200,000,000株

発行可能株式総数についての定款規定は、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に次のとおり変更されるものとみなされます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。



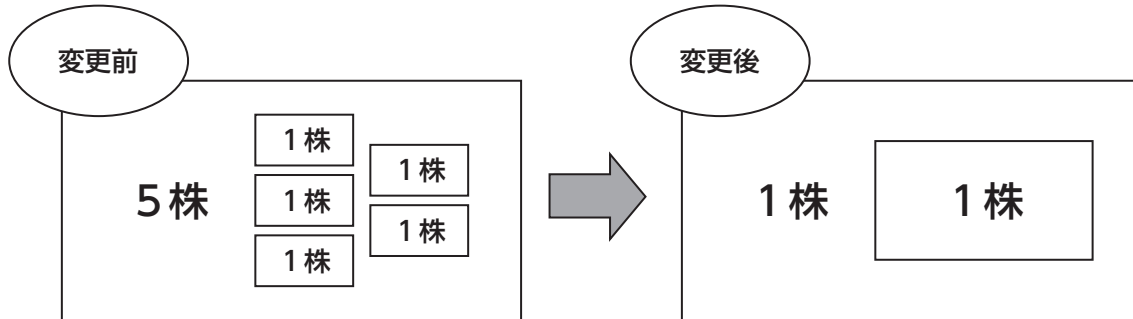
3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して売却処分または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。

<ご参考>

株式併合について

株式5株を1株に株式併合することを予定しています。



2023年10月1日に、その前日のご所有株式数の5分の1になります。
(本株主総会第1号議案が承認可決されることが条件となります。)

株式併合によって

- ◆株主様のご所有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となるため、ご所有の当社株式の資産価値は変わりません。株価についても、理論上は併合前の5倍となります。
- ◆配当については、所有株式の経済的価値の変動が生じないよう、本株式併合の効力発生後には1株当たりの配当金を調整させていただく予定です。株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはありません。

- ・2023年5月9日公表の2024年3月期 期末配当予想（期末配当25円）をもとにした試算の一例

変更前			2024年3月期 期末配当			変更後			2024年3月期 期末配当		
1株当たりの 期末配当額	株式併合前 所有株式数	税引前 配当金額		1株当たりの 期末配当額	株式併合後 所有株式数	税引前 配当金額		5倍に調整	5分の1に	変動ありません	
25円	×	500株	=	12,500円	➡	125円	×	100株	=	12,500円	

<ご注意ください>

- ・ 単元株式数は100株のまま変更ございません。議決権は株式併合後のご所有株式100株につき1個となります。
- ・ 500株未満の株式をご所有の場合は、本株式併合後、ご所有株式数が100株に満たない単元未満株式となるため、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。
- ・ 株式併合後の100株に満たない単元未満株式については、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。この場合、株主様でのお手続きが必要になりますので、お取引をされている証券会社または株主名簿管理人までお問い合わせください。株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。
(当社では、株式併合の効力発生日まで、本制度のご利用に伴う手数料を無料とさせていただきます。)
- ・ 5株未満の株式をご所有の株主様は、株式併合後、株主たる地位を失うこととなります。
- ・ 株式併合後の1株に満たない端数株式は、当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配します（株主様にて特段のお手続きをいただく必要はございません）。

株主名簿管理人連絡先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 [受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)]



第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、若木孝優氏は、2023年3月31日をもって取締役を辞任しました。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたします。取締役候補者は、次のとおりです。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会での審議を経ていきます。

候補者 番号		氏名		現在の当社における 地位・担当	取締役会への 出席回数
1	再任	みやした 宮下	いさお 功 (満55歳)	代表取締役社長	100% (15回/15回)
2	再任	いとう 伊藤	こういち 功一 (満48歳)	取締役常務執行役員 加工食品事業本部長 品質保証部担当	100% (12回/12回)
3	再任	おがわ 小川	はじめ 肇 (満52歳)	取締役常務執行役員 管理本部長 コンプライアンス担当	100% (12回/12回)
4	新任	ほりうち 堀内	あきひさ 朗久 (満63歳)	常務執行役員 食肉事業本部長	—
5	再任	おおさか 大坂	ゆきえ 祐希枝 (満67歳)	社外取締役 独立役員	100% (15回/15回)
6	新任	もりもと 森本	みきこ 美紀子 (満49歳)	社外取締役 独立役員	—

- (注) 1. 各候補者の年齢、現在の当社における地位・担当は、本株主総会時のものです。
2. 取締役会への出席回数は、2022年度に開催された取締役会への出席回数です。
3. 伊藤功一氏および小川肇氏の取締役会への出席回数は、2022年6月24日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

候補者番号

1

みやした
宮下

いさお
功

再任

1968年2月15日生（満55歳）



取締役在任期間

7年3カ月

取締役会への出席状況

100% (15/15)

所有する当社の株式

126,482株

取締役候補者とした理由

宮下功氏は、当社グループの事業執行体制と組織体系の構築に取り組み、効率的および機動的な経営を推進するなど、当社の代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しています。経営全般に関する豊富な経験と高い見識などを活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1990年 4月 三菱商事(株) 入社
2002年 8月 フードリンク(株) 取締役
2003年 6月 (株)ジャパンファーム 取締役
2006年 5月 三菱商事(株) 食肉事業ユニット
2007年 5月 米久(株) 執行役員 経営企画室長
2008年 5月 同 取締役常務執行役員
2013年 5月 同 代表取締役社長
2016年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
伊藤ハム(株) 取締役（現任）
米久(株) 取締役（現任）

候補者番号

2

いとう
伊藤

こういち
功一

再任

1975年3月16日生（満48歳）



取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (12/12)

所有する当社の株式

2,740,568株

取締役候補者とした理由

伊藤功一氏は、加工食品事業本部長として、当社グループの加工食品事業再編や成長戦略の実行による企業価値向上に資する取り組みを推進しています。伊藤ハム(株)の代表取締役社長として、また当社グループでの多様な要職の歴任による豊富な経験と高い見識などを活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1997年 4月 伊藤ハム(株) 入社
2006年 7月 同 執行役員
2009年 3月 同 食肉事業本部副事業本部長
2010年 6月 同 取締役
2013年 3月 同 取締役執行役員 加工食品事業本部 フードサービス営業本部長
2016年 4月 ANZCO FOODS LTD. Director of Board
2018年 4月 当社 上席執行役員
2019年 3月 米久(株) 常務取締役 経営企画室長
2020年 4月 当社 グループ食肉事業担当
伊藤ハム(株) 取締役 食肉事業本部長
2021年 4月 同 加工食品事業本部副事業本部長 事業戦略統括部長
2022年 4月 当社 常務執行役員 加工食品事業本部長（現任）
伊藤ハム(株) 代表取締役社長（現任）
米久(株) 取締役（現任）
2022年 6月 当社 取締役（現任）
2023年 4月 同 品質保証部担当（現任）



候補者番号

3

おがわ
小川はじめ
肇

再任

1970年9月22日生（満52歳）

取締役在任期間
1年取締役会への出席状況
100% (12/12)所有する当社の株式
1,000株

取締役候補者とした理由

小川肇氏は、取締役会の実効性向上をはじめとしたコーポレート・ガバナンスの強化やサステナビリティ経営を推進していく中で、力強いリーダーシップを発揮しています。海外勤務やコーポレート分野における豊富な経験と高い見識などを活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができるかと判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1994年 4月 三菱商事(株) 入社
 2007年12月 三菱商事（上海）有限公司
 2009年12月 三菱商事(株) コントローラーオフィス
 2016年 2月 同 生活産業グループ管理部
 2019年 4月 同 コーポレートスタッフ部門付
 2022年 4月 当社 常務執行役員 管理本部長 コンプライアンス担当（現任）
 伊藤ハム(株) 取締役（現任）
 米久(株) 取締役（現任）
 2022年 6月 当社 取締役（現任）

候補者番号

4

ほりうち
堀内あきひさ
朗久

新任

1960年6月6日生（満63歳）



取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式
48,749株

取締役候補者とした理由

堀内朗久氏は、米久(株)の代表取締役社長として、また当社グループでの多様な要職の歴任による豊富な経験と高い見識などを活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができるかと判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1979年 4月 米久(株) 入社
 2003年 5月 同 取締役
 2006年 5月 同 執行役員
 2009年 5月 同 常務執行役員
 2011年 3月 同 商品本部長
 2013年 3月 同 営業本部長
 2015年 5月 同 取締役常務執行役員
 2017年 4月 同 取締役専務執行役員
 2018年 4月 当社 常務執行役員（現任）
 米久(株) 代表取締役社長（現任）
 2018年 6月 当社 取締役
 2023年 4月 同 食肉事業本部長（現任）
 伊藤ハム(株) 取締役（現任）

候補者番号

5

おおさか

大坂

ゆきえ

祐希枝

再任

社外取締役

独立役員

1956年3月15日生（満67歳）



取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (15/15)

所有する当社の株式

一株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大坂祐希枝氏は、これまでの職務およびマーケティングコンサルタントとしての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っています。

また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。

引き続きこれらの役割を果たすことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、社外取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1978年 4月 (株)日本短波放送（現 (株)日経ラジオ社）入社
1994年 9月 東京メトロポリタンテレビジョン(株)
1997年 9月 日本衛星放送(株)（現 (株)WOWOW）
2016年 5月 (株)明光ネットワークジャパン
2018年11月 同 取締役
2020年 6月 さくらインターネット(株) 社外取締役（現任）
2021年 6月 当社 社外取締役（現任）
2021年11月 （一社）カスタマーサクセス推進協会 代表理事（現任）

候補者番号

6

もりもと

森本

みきこ

美紀子

新任

社外取締役

独立役員

1973年7月26日生（満49歳）



取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式

一株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森本美紀子氏は、これまでの職務およびサステナビリティコンサルタントとしての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などを有しています。

その見識・豊富な経験などにより、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っていただくことができると判断しています。

また、選任後は、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、ガバナンス委員会およびサステナビリティ委員会の委員を務めていただく予定です。

これらの役割を果たすことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、社外取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1996年 4月 (株)日本総合研究所 入社
1997年 3月 (公社)日本経済研究センター 出向
1998年 4月 (株)日本総合研究所
2000年 7月 長島・大野・常松法律事務所
2014年 9月 在日パキスタン大使館
2015年 5月 あすかアセットマネジメント(株)（現 あいざわアセットマネジメント(株)）
2018年 1月 SDGパートナーズ(有) 執行役員
2021年 2月 (株)karna 代表取締役（現任）



【独立役員】

大坂祐希枝氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。同氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、本株主総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

また、森本美紀子氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、本株主総会において、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社グループとの間には、特別の利害関係はありません。
2. 大坂祐希枝氏および森本美紀子氏は、社外取締役候補者です。
3. 森本美紀子氏は、2023年6月23日付でNECネットエスアイ(株)の社外取締役に就任する予定です。
4. 当社は、大坂祐希枝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、本株主総会において、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
- また、当社は、本株主総会において、森本美紀子氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定です。
5. 当社は、現任の取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
- 当社は、本株主総会において、現任の取締役である候補者の再任が承認された場合、補償契約を継続する予定であり、堀内朗久氏および森本美紀子氏の選任が承認された場合、両氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
6. 当社は、取締役、監査役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。本株主総会において、取締役候補者の選任が承認された場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会の決議の上、これを更新する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役4名のうち、市川一郎氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたします。監査役候補者は、次のとおりです。なお、監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会での審議を経ています。また、本議案については、監査役会の同意を得ています。

まつむら
松村

ひろし
浩司

新任 社外監査役 独立役員

1959年8月4日生（満63歳）



監査役在任期間

所有する当社の株式
一株

社外監査役候補者とした理由

松村浩司氏は、公認会計士としての経歴で培われた財務・会計面での専門知識と豊富な経験などを有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献していただくため、社外監査役候補者となりました。

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1984年 3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 監査部門
1987年 8月 公認会計士登録
1999年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員
2007年 6月 同 代表社員
2009年 7月 有限責任監査法人トーマツ 監査部門
2016年 1月 同 品質管理部門 兼任
2020年 8月 同 退所
2020年 9月 松村浩司公認会計士事務所 開設（現在）
2022年 3月 ジーディー自動機械㈱ 監査役（現任）

(注)候補者の年齢は、本株主総会時のものです。

【独立役員】

松村浩司氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件および当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、本株主総会において、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定です。

- (注) 1. 松村浩司氏と当社グループとの間には、特別の利害関係はありません。
2. 松村浩司氏は、社外監査役候補者です。
3. 当社は、本株主総会において、松村浩司氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とします。
4. 当社は、現任の監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。当社は、本株主総会において、松村浩司氏の選任が承認された場合、同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、取締役、監査役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。本株主総会において、松村浩司氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会の決議の上、これを更新する予定です。



<ご参考>

取締役・監査役のスキル・マトリックス

取締役会は、専門知識や経験などのバックグラウンドが異なる多様な取締役にて構成することにより、取締役会全体の機能を補完しています。また、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる員数で構成し、独立社外取締役の割合を三分の1以上としています。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合における取締役・監査役のスキル・マトリックスは、次のとおりです。

		スキル・マトリックス							
氏名	性別	経営	マーケティング 商品開発	生産技術 品質管理	財務 会計	法務 リスクマネジメント	ESG サステナビリティ	IT DX	国際経験
取締役	宮下 功	男性	●	●	●		●		●
	伊藤 功一	男性	●	●	●		●		●
	小川 肇	男性	●			●	●	●	●
	堀内 朗久	男性	●		●		●		
	大坂祐希枝 <small>独立役員</small>	女性	●	●				●	
	森本美紀子 <small>独立役員</small>	女性	●	●			●		
監査役	松崎 義郎	男性	●		●				
	高橋 伸	男性	●			●			
	梅林 啓 <small>独立役員</small>	男性					●		●
	松村 浩司 <small>独立役員</small>	男性	●			●	●		

<ご参考>

取締役および監査役の指名に関する方針

1. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

(1) 指名基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 積極的に自らの意見を申し述べる事が出来、強いリーダーシップを兼ね備えていること。
- ⑤ 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

(2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準に基づき、取締役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

2. 監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

(1) 指名基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 公正不偏の態度を保持しつつ自らの意見を申し述べる事が出来ること。
- ⑤ 会社法が定める監査役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

(2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準に基づき、監査役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議した後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議する。



<ご参考>

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」といいます。）の独立性を客観的に判断するため、次のとおり社外役員の独立性基準を定めています。

<社外役員の独立性基準>

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれにも該当していないと判断される社外取締役または社外監査役は、独立性を有するものと判断する。

- ① 当事業年度及び過去10事業年度における、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者(1)
- ② 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者(2)もしくはその業務執行者
- ③ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの主要な取引先(3)もしくはその業務執行者
- ④ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）もしくはその業務執行者
- ⑤ 当事業年度及び過去3事業年度において、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者もしくはその業務執行者
- ⑥ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(4)を得ているコンサルタント、公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧ 当社グループから多額の寄付または助成(5)を受けている者もしくは法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループとの間で、役員の相互就任(6)の関係にある会社の出身者
- ⑩ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの業務執行者のうち重要な者(7)の近親者(8)または非業務執行取締役の近親者
- ⑪ 上記②、③、⑦または⑧のいずれかに該当する者の近親者

注

- (1) 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、その他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、または会社以外の法人・団体の業務を執行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
- (2) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、その者の連結売上高の2%を超える者をいう。
- (3) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者、または当社グループの連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。
- (4) 「多額の金銭その他の財産」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円を超えること、団体の場合はその者の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。
- (5) 「多額の寄付または助成」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%の何れか大きい額を超えることをいう。
- (6) 「役員の相互就任」とは、当社グループの出身者（当事業年度及び過去10事業年度において当社グループに在籍し、または在籍したことがある者）が現任の役員または執行役員をつとめている会社から、当社に役員または執行役員として迎え入れることをいう。
- (7) 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人に加え、その他使用人のうち部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (8) 「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

■ 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な国際情勢を背景とした資源価格の高騰や円安進行などによる物価上昇が企業収益や家計に影響を及ぼす状況が続きましたが、ウィズコロナへの移行による行動制限の緩和などを受け、一部持ち直しの動きが見られました。

当業界においては、原材料価格や光熱費の上昇に加え、包材費や物流費の高止まりが続く中、円安進行の影響も重なり、厳しい経営環境が続きました。また、消費行動の変化やデジタル化の加速、サステナビリティに対する関心の高まりなど、急速に変化し多様化する消費者ニーズや価値観への対応が引き続き求められています。

このような状況の中、当社グループは『中期経営計画2023』において、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」を重点取り組み方針としています。「経営基盤の強化」では、戦略単位の組織再編の実行やデジタル戦略を推進し、「収益基盤の強化」では、生産拠点や物流拠点の再編に着手しています。「新規事業・市場への取り組み」では、ノンミート商品のラインアップ拡充やヘルスケア事業の強化を図り、「サステナビリティへの取り組み」では、温室効果ガス排出量を2030年度までに2016年度比で半減し、2050年にネットゼロとする目標に加え、エネルギー・用水使用量と廃棄物排出量については2021年度を基準年として、原単位で、3年で3%削減する目標を設定し、実行に向けての取り組みを進めています。

『中期経営計画2023』では、投下資本利益率（ROIC）の向上を目指すことに加え、財務健全性と資本効率性を勘案した株主還元策によって株主価値の最大化を図るため、配当性向については、40%を目途に30～50%の範囲で安定的に増配することを目指しています。また、自己株式の取得と消却も進めており、当連結会計年度は50億円の取得と10百万株の消却を行いました。

上記のとおり、経営環境の変化に対応した取り組みを行った結果、当連結会計年度の業績については、売上高は9,226億82百万円（前期比8.0%増）、営業利益は229億94百万円（同6.6%減）、経常利益は260億44百万円（同8.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は169億75百万円（同11.2%減）となりました。

売上高	営業利益
9,226億 82百万円	229億 94百万円
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
260億 44百万円	169億 75百万円

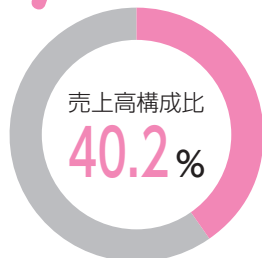
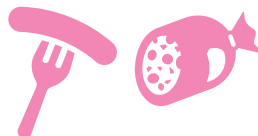
事業別の概況



加工食品事業

主要な事業内容

ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造及び販売



売上高

3,711 億円

経常利益

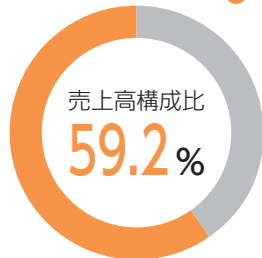
59 億円

- ハム・ソーセージについては、テレビコマーシャルの投入や消費者キャンペーンの実施により、「The GRAND アルトバイエルン」「朝のフレッシュシリーズ」「ポークピッツ」「御殿場高原あらびきポーク」「原形ベーコンシリーズ」など、家庭用主力商品の拡販に努めたことに加え、ローストビーフをはじめとする業務用商品の販売が伸長したことから、売上高は増加しました。
- 調理加工食品については、「ラ・ピッツァ」「ピザガーデン」などのピザ類や「お肉屋さんの惣菜シリーズ」「米久の肉だんごシリーズ」、大豆ミートを使用した「まるでお肉！シリーズ」など、消費者ニーズの多様化に対応した商品の拡販に努めたことに加え、外食向け業務用商品の販売が伸長したことから、売上高は増加しました。

食肉事業

主要な事業内容

食肉の処理加工及び販売



売上高

5,471 億円

経常利益

214 億円

- 国内事業については、輸入食肉の現地調達価格の高止まりの影響などにより販売数量は減少しましたが、国内事業全般における販売単価の上昇や行動制限の緩和による外食向け販売の回復などにより、売上高は増加しました。利益については、輸入鶏肉および輸入牛肉が仕入価格の上昇分を販売価格に反映しきれなかったことに加え、配合飼料価格や物流コストの上昇による影響を受けて、減益となりました。
- 海外事業については、アンズコフーズ社が採算重視の調達および販売に努めたことに加え、海外での堅調な食肉需要を受けて販売価格が上昇したことから、売上高、利益ともに増加しました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において174億25百万円の設備投資を実施しました。

その内訳としましては、加工食品事業で95億3百万円、食肉事業で71億68百万円、その他で7億53百万円の設備投資を実施しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度より3カ年を対象期間とする『中期経営計画2023』を作成し、これを推進しています。本計画では、『「既成概念の打破」と「強みの再認識」による更なる成長・飛躍』を基本指針とし、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」を重点取り組み方針としています。これらの着実な実行によって、競争力と成長力を高めながら企業価値の向上を図り、持続的に成長する食品リーディングカンパニーを目指しています。

具体的には方針ごとに以下の課題を設定し、経営課題の解決に取り組んでいます。

「経営基盤の強化」

効率的で競争力のある事業執行体制と組織体系を構築することで、統合効果を最大化する

- ・組織再編によるグループ戦略の一体化
- ・各事業会社の制度統合
- ・デジタル戦略の推進

2022年度の主な取り組み	2023年度以降の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・加工食品事業の戦略・調達機能を統合・集約・グループのシステム統合	<ul style="list-style-type: none">・営業、生産組織を機能別に再編・グループのシステム・制度統合・DX推進室の新設



「収益基盤の強化」

コスト競争力の強化と商品・サービスの価値向上を図ることで、グループの市場競争力を高める

- ・コスト低減に向けた取り組み
- ・商品付加価値の向上
- ・事業規模拡大

2022年度の主な取り組み	2023年度以降の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・生産拠点再編開始・食肉生産事業強化	<ul style="list-style-type: none">・生産拠点再編の推進・食肉処理施設の拡充

「新規事業・市場への取り組み」

今後成長が見込める領域へ人材・資金などの経営資源を再配分することで、グループの成長力を高める

- ・事業領域の拡大
- ・生産地域・販売市場の拡大

2022年度の主な取り組み	2023年度以降の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・ノンミート、冷凍食品の販売拡大・動物由来血液製剤事業買収によるヘルスケア事業強化・牛肉輸出強化	<ul style="list-style-type: none">・ノンミート、冷凍食品の販売拡大・培養肉食用化を目指した取り組み・牛肉輸出強化

「サステナビリティへの取り組み」

社会や環境価値に対応した取り組みを進め、社会の一員として責務を果たすことで、グループ価値の向上と持続的な成長につなげる

- ・サステナビリティ推進体制の強化
- ・社会貢献活動、労働環境整備
- ・環境に配慮した取り組み

2022年度の主な取り組み	2023年度以降の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・サステナビリティ推進室の新設・マテリアリティに対するKPIの設定・開示	<ul style="list-style-type: none">・TCFD提言に沿ったリスク・機会分析の開示・Scope 3 排出量の算定

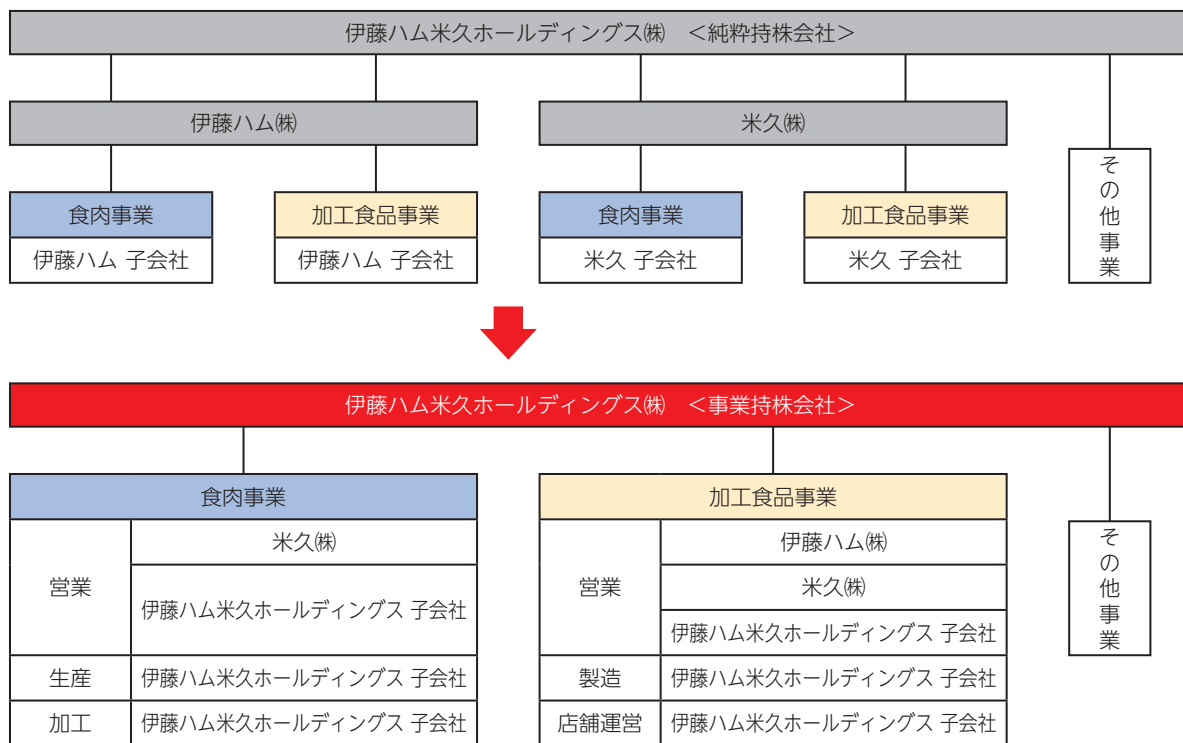
<ご参考>

伊藤ハム米久ホールディングスグループ組織再編

当社グループは、2023年4月1日付で当社を含むグループ内複数社にかかるグループ組織再編を実施しました。これまでも『中期経営計画2023』の重点取り組み方針である経営基盤と収益基盤の強化に向けて、会社単位から戦略セグメント単位への組織体系の移行を進めてきましたが、この度、より効率的で競争力のある事業執行体制と組織体制を構築し、統合効果の最大化と成長力の向上に繋げることを目的として、当社を事業持株会社へ移行すると同時に、グループ会社を機能別に再編したものです。

本再編によって、ガバナンス強化、業務効率化と事業機能強化を図り、競争力をさらに向上させていきます。また、組織体系をよりフラットにすることで、迅速な意思決定と施策実行を可能とし、市場ニーズや新たな社会・環境価値への対応力と成長力の強化を進めていきます。

グループ再編概要図





<ご参考>

●サステナビリティへの取り組み

当社グループは、グループ理念「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」に基づき、持続可能な社会の実現に貢献することをサステナビリティの基本と考えています。その実現に向けて「7つのマテリアリティ」を特定し、「中期経営計画2023」では「サステナビリティへの取り組み」を重点取り組み方針の一つと位置付け、事業を通じた社会課題の解決に努めています。



健やかで豊かな食生活の実現

KPI	目標
食品安全の第三者認証拠点数	2023年度 国内全生産拠点(45拠点)取得完了

トピックス1：安全・安心な食品の提供

2023年度中に、国内の全生産拠点において**食品安全の第三者認証を取得**することを目指し、2022年度、石狩パックセンターにてISO22000の認証を、横浜食肉ギフトセンターにてJFS-Bの認証を取得



石狩パックセンター

トピックス2：良質なたんぱく質の提供

株式会社 明治、マルハニチロ株式会社と協業
たんぱく質から、人生100年時代のウェルビーイングを実現するコンソーシアム

『めざませ1日80g！たんぱく摂ろう会』参画 (設立企業)



健康にアイデアを
meiji

MARUHA NICHIRO



伊藤ハム

yonekyu

めざませ1日80g！

たんぱく
摂ろう会

『めざませ1日80g！たんぱく摂ろう会』特設サイト

<https://tanpakutoroukai.jp>

2022年11月、全国で最も朝食欠食率の高い沖縄県で小学生向けに食育イベントを開催。



地球環境への配慮

KPI	目標
温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算) (Scope 1・2)	2030年度半減 (※2016年度比)、2050年ネットゼロ
エネルギー・用水使用量 (原単位)	毎年1%削減、3年で3%削減 (※2021年度基準年)
廃棄物排出量 (原単位)	毎年1%削減、3年で3%削減 (※2021年度基準年)

トピックス1：温室効果ガス排出量の削減

● 温室効果ガス排出量 (Scope 1・2) **2030年度半減、2050年ネットゼロ**を目指し、削減取り組みを推進

行動計画

- ・ 太陽光発電設備の設置
 - ・ エネルギー効率の高い設備の導入
 - ・ 冷蔵・冷凍設備の代替フロン/自然冷媒への切替
 - ・ 使用燃料の転換 (石炭→LPGなど)
 - ・ 電力の再エネ比率の向上
- など

● バリューチェーン上の排出 (Scope 3) の削減に向け、**Scope 3 排出量の算定を開始**

トピックス2：TCFD提言、JCIへの賛同

- TCFD^{*1}に賛同し、**TCFD提言に基づくシナリオ分析**を通じて気候変動による当事業へのリスク・機会を把握
- 気候変動イニシアチブ（JCI）^{*2}に賛同
 - ※1 Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。金融安定理事会（FSB）によって設立されたタスクフォースであり、企業などが開示すべき気候関連財務情報の枠組みを提言している。
 - ※2 気候変動対策に積極的に取り組む企業、自治体や団体などのネットワーク



JAPAN CLIMATE INITIATIVE \

従業員一人ひとりが活躍できる職場づくり

KPI	目標
研修参加人数（年間）	2023年度 14,000名
管理職の女性比率 ※	2030年度 10%
係長級の女性比率 ※	2030年度 20%
有給休暇取得率（1人当たり年間）	2025年度 70%

※主要国内グループ会社

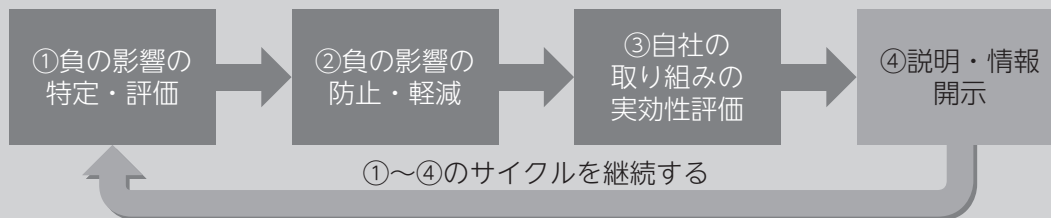
トピックス：サプライチェーン全体における人権尊重

人権デュー・ディリジェンスの取り組みを推進

当社グループの人権方針に基づき人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築。

当社グループおよびサプライチェーンにおける人権に対する負の影響を特定し、低減・防止に努める。

※取り組み状況を当社ウェブサイトに開示



持続可能な調達と安定供給の推進

KPI	目標
動物の糞のリサイクル率	100%を維持
ヘルスケア事業の売上高	2025年度 105百万豪ドル
サプライヤー調査カバー率	2022年度より調達額80%を対象に毎年実施
妊娠ストール（豚）の廃止	妊娠舎新築・改築の際、妊娠ストール方式を廃止し、群飼方式もしくはフリーストール方式の飼育方法とする



トピックス1：責任ある調達への推進

2022年度から、当社グループの「サプライヤー調達ガイドライン」への取り組み状況を確認するため、**当社グループサプライヤーを対象に調査を実施**（調達額80%以上対象）

サプライヤー調査2022年度実績

対象：155社

回収率：100%

調査の結果、追跡調査を必要とするレベルのリスクは確認されなかった。

トピックス2：アニマルウェルフェアへの配慮

十和田ミートプラントにてアニマルウェルフェアに配慮した牛の処理・カット場建設中

- ・暑熱環境から家畜を守るミスト噴射機や常時飲水設備を設置予定
- ・対EUの高い輸出基準をクリアした輸出施設認定取得への取り組み



地域社会への貢献

トピックス：地域社会との共生を目指した取り組みへの参画

- 伊藤ハム(株)にて、「こうべ森の学校」への活動参加を通じた慈善環境保護活動や、**神戸市との包括連携協定に基づき、災害発生時にレトルト商品などを提供できる体制を整備**
- 富士山の麓に本社を構える米久(株)にて、「富士山基金」への寄付を通じた「富士山世界文化遺産登録」支援を継続して実施



こうべ森の学校 森林手入れ作業

(5) 他の会社の事業譲受の状況

当社は、2022年5月、連結子会社であるANZCO FOODS LTD. (所在地ニュージーランド) を通じ、Moregate Exports Pty. Ltd. (所在地オーストラリア) およびMoregate Exports Ltd. (所在地ニュージーランド) の保有するヘルスケア事業を譲り受けました。

(6) 財産及び損益の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2020年3月期)	第5期 (2021年3月期)	第6期 (2022年3月期)	第7期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	852,450	842,675	854,374	922,682
経常利益 (百万円)	19,534	27,000	28,596	26,044
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,439	20,204	19,118	16,975
1株当たり当期純利益 (円)	38.72	68.61	65.34	58.81
総資産 (百万円)	389,426	394,086	413,123	436,763
純資産 (百万円)	229,178	247,648	262,740	269,261
1株当たり純資産額 (円)	773.26	843.52	897.66	943.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期より適用しています。



② 当社の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2020年3月期)	第5期 (2021年3月期)	第6期 (2022年3月期)	第7期 (当事業年度) (2023年3月期)
営業収益 (百万円)	17,411	13,738	21,300	28,345
経常利益 (百万円)	13,979	10,202	15,854	17,433
当期純利益 (百万円)	13,809	10,282	14,358	16,558
1株当たり当期純利益 (円)	46.74	34.92	49.08	57.37
総資産 (百万円)	212,053	225,231	230,345	242,708
純資産 (百万円)	189,106	193,021	200,684	205,609
1株当たり純資産額 (円)	641.55	658.91	687.11	721.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期より適用しています。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
伊藤ハム株式会社	28,427	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造・販売 食肉等の販売
米久株式会社	8,634	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造・販売 食肉等の販売
米久デリカフーズ株式会社	430	100.0	調理加工食品等の製造
伊藤ハムデイリー株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造・販売 食肉等の販売
米久かがやき株式会社	250	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造
伊藤ハムフードソリューション株式会社	100	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の販売 食肉等の販売
伊藤ハムウエスト株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造・販売 食肉等の販売
伊藤ハム販売株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の販売 食肉等の販売
米久おいしい鶏株式会社	290	100.0	鶏肉の生産・加工・販売
サンキョーミート株式会社	230	100.0	食肉の加工 豚肉加工品の製造
伊藤ハムミート販売東株式会社	90	100.0	食肉等の販売
伊藤ハムミート販売西株式会社	90	100.0	食肉等の販売
I Hミートパッカー株式会社	90	100.0	食肉の処理加工
ANZCO FOODS LTD.	千NZ\$ 59,364	100.0	食肉の生産・処理加工・販売 食肉加工品の製造・販売
ITOHAM AMERICA, INC.	千US\$ 17,700	100.0	食肉の販売 食肉加工品の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社15社を含み51社、持分法適用会社は11社です。

3. 子会社はすべて連結されています。また、当連結会計年度において、新規取得により1社増加し、合併により2社減少していません。



③ 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
伊藤ハム株式会社	兵庫県神戸市灘区備後町三丁目2番1号	97,052	240,852
米久株式会社	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	69,820	

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
加工食品	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造・販売
食肉	食肉の処理加工・販売

(9) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社事務所	東京都目黒区三田一丁目6番21号

② 子会社

名称	所在地
伊藤ハム株式会社	本社事務所 兵庫県西宮市
	東京事務所 東京都目黒区
	工場 西宮工場（西宮市）、東京工場（柏市）、豊橋工場（豊橋市） 取手工場（取手市）、神戸工場（神戸市）、六甲工場（神戸市）
米久株式会社	本社事務所 静岡県沼津市
	工場 ケンコー工場（三島市）、富士工場（静岡県駿東郡）

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

事業部門の名称	従業員数	前事業年度末比増減
加工食品事業	4,500名	160名減
食肉事業	2,784名	138名増
その他の	492名	9名減
全社共通ほか	234名	48名減
合計	8,010名	79名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでいます）です。
2. 従業員数には、臨時雇用者数（パートタイマーなど）の年間の平均人員9,457名は含んでいません。
3. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社および複数セグメントを持つ子会社の管理部門に所属している従業員数です。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	23,333百万円



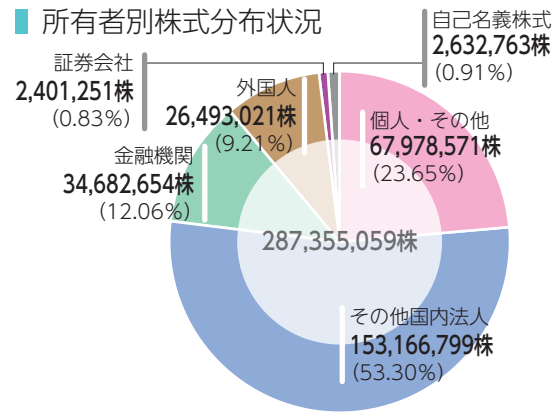
2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 287,355,059株

(3) 株主数 61,466名

(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 千株	持株比率 %
三菱商事株式会社	115,779	40.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,517	7.90
公益財団法人伊藤記念財団	12,000	4.21
エス企画株式会社	10,279	3.61
公益財団法人伊藤文化財団	6,200	2.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,313	1.86
日本生命保険相互会社	2,749	0.96
伊藤 功 一	2,740	0.96
伊藤ハム米久ホールディングス従業員持株会	2,272	0.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,081	0.73

(注) 1. 当社は、自己株式を2,632千株保有していますが、上記大株主から除外しています。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	26,861株	2名
社 外 取 締 役	－	－
監 査 役	－	－

(注) 当社が当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、「4.(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)

I. 2008年度～2015年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 32,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外除く)	2008年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2038年7月31日まで
	2009年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2039年8月3日まで
	2010年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2040年8月2日まで
	2011年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2041年8月1日まで
	2012年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2042年8月6日まで
	2013年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2043年8月7日まで
	2014年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2044年8月4日まで
	2015年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2045年8月3日まで

(注) 2016年1月26日開催の伊藤ハム(株)および米久(株)の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に伊藤ハム(株)が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されています。

II. 2016年度～2017年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 48,000株（新株予約権1個につき100株）
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり1円）
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外除く)	2016年度	240個	24,000株	2人	2016年8月9日から 2046年8月8日まで
	2017年度	240個	24,000株	2人	2017年8月8日から 2047年8月7日まで



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮下 功	社長 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
取締役	若木 孝優	常務執行役員 食肉事業本部長 伊藤ハム(株) 常務取締役 米久(株) 取締役
取締役	伊藤 功一	常務執行役員 加工食品事業本部長 伊藤ハム(株) 代表取締役社長 米久(株) 取締役
取締役	小川 肇	常務執行役員 管理本部長 コンプライアンス担当 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
取締役	伊藤 綾	(株)リクルートホールディングス サステナビリティランスフォーメーション部 パートナー ソフィアメディ(株) 代表取締役社長兼CEO (株)イオレ 社外取締役 (株)イー・ウーマン 社外取締役
取締役	大坂 祐希枝	(一社)カスタマーサクセス推進協会 代表理事 さくらインターネット(株) 社外取締役
常勤監査役	松崎 義郎	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
常勤監査役	高橋 伸	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
監査役	市川 一郎	公認会計士・税理士 SWEAT CAPITAL(株) 代表取締役 (株)ユニメディア 社外監査役 (株)メディアジーン 社外監査役
監査役	梅林 啓	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

- (注) 1. 取締役のうち、伊藤綾氏および大坂祐希枝氏は、社外取締役です。
2. 監査役のうち、市川一郎氏および梅林啓氏は、社外監査役です。
3. 監査役市川一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。
また、監査役高橋伸氏は、当社グループ経理財務部門の責任者としての豊富な経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 2023年3月31日をもって、若木孝優氏は取締役を辞任しました。
5. 当社は、社外取締役伊藤綾氏および大坂祐希枝氏、社外監査役市川一郎氏および梅林啓氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、取締役宮下功氏、伊藤功一氏、小川肇氏、伊藤綾氏および大坂祐希枝氏、監査役松崎義郎氏、高橋伸氏、市川一郎氏および梅林啓氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、2023年3月31日をもって取締役を辞任した若木孝優氏とも、同内容の補償契約を締結していました。
8. 当社は、取締役、監査役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬制度に関する基本方針

経営ビジョン「フェアスピリットと変革への挑戦を大切に、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」実現に寄与する制度とするため、役員報酬制度に関する基本方針を次のとおり決定しています。

1. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
2. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
3. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

上記の基本方針を踏まえ、常勤取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式）により構成しています。また、基本報酬と業績連動報酬、株式報酬の報酬構成割合および役位ごとの基準総報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水



準比較・検証を行い、当社の財務状況なども踏まえたうえで設定しており、基準総報酬における支給割合は「基本報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の比率を概ね60：25：15としています。なお、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場からの経営の監督・助言という主たる役割から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記（株主総会における決議内容）に記載のとおり決定していますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法などを含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しています。

短期インセンティブとしての業績連動報酬は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、連結経常利益を業績指標としており、代表取締役は全社業績（連結経常利益）のみで決定されます。その他の常勤取締役の業績連動報酬はその80%が全社業績（連結経常利益）のみで決定され、残り20%を個人業績評価分の基準割合とし、全社業績（連結経常利益）と個人業績評価で決定されます。個人業績評価の決定権限は、全社業績を踏まえて各役員の業績評価を行うには最も適任である代表取締役の宮下功に委任していますが、その公平性・透明性を担保するため、評価結果を報酬諮問委員会に報告し、その妥当性を確認しています。

なお、連結経常利益により決定される業績連動報酬は、業績連動賞与として支給され、下記（業績連動賞与算定式）に記載のとおり、連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしています。また、個人業績評価分の業績連動報酬は、業績加算賞与として支給され、下記（業績加算賞与算定式）に記載のとおり、連結経常利益に応じて算出される額に個人業績評価を加味して増減される仕組みとしています。なお、当連結会計年度については、連結経常利益260億44百万円で支給額を算定します。

中長期インセンティブとしての株式報酬については、2018年度より株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その内容については下記（譲渡制限付株式報酬制度の概要）に記載のとおりです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別報酬の内容は、報酬諮問委員会にて役員報酬制度に関する基本方針との整合性を含めて多面的に検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しています。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

（株主総会における決議内容）

・2017年6月27日第1期定時株主総会

a. 取締役報酬年額を4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とする。

※取締役の員数は、定款により15名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は9名（社外取

締役は2名)でした。

※取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

b. 監査役報酬年額を7千万円以内とする。

※監査役の実数は、定款により5名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は3名（社外監査役は2名)でした。

・2018年6月26日第2期定時株主総会

a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内)とする。

※当該株主総会終結時点の取締役の実数は、9名（社外取締役は2名)でした。

(業績連動報酬算定式)

業績連動賞与算定式：連結経常利益×0.01%×業績連動賞与役員別乗率

業績加算賞与算定式：連結経常利益×0.01%×業績加算賞与役員別乗率×個人業績評価乗率×調整率

役員	役員別乗率		
	業績連動賞与	業績加算賞与	計
会長	6.440	—	6.440
社長	8.200	—	8.200
副社長	6.440	—	6.440
専務執行役員	3.872	0.968	4.840
常務執行役員	3.232	0.808	4.040
上席執行役員	2.592	0.648	3.240

<留意事項>

- ・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役です。なお、社外取締役および監査役は含みません。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が400億円以上の場合は、400億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は、支給しません。
- ・支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は1.5億円を限度とします。
- ・個人業績評価乗率の範囲は0.0~2.0です。
- ・調整率は連結経常利益により決定される支給原資を個人業績評価により増減させないための乗率で、その算定式は次のとおりとなります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{対象役員の業績加算賞与役員別乗率の総和}}{\text{対象役員の(業績加算賞与役員別乗率} \times \text{個人業績評価乗率)の総和}}$$



(譲渡制限付株式報酬制度の概要)

- ・ 各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数等：
上記（株主総会における決議内容）2018年6月26日第2期定時株主総会aをご参照ください。
- ・ 譲渡制限期間：30年間
- ・ 譲渡制限の内容：
割り当てを受けた対象取締役（以下「割当対象者」といいます。）は、譲渡制限期間において、割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。
- ・ 譲渡制限の解除：
当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。但し、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。
- ・ 譲渡制限付株式の無償譲渡：
当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。
また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」といいます。）において上記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	192	129	41	20	6
監査役 (社外監査役を除く)	48	48	—	—	2
社外取締役	18	18	—	—	2
社外監査役	16	16	—	—	2
合計	274	211	41	20	12

- (注) 1. 上表は、2022年6月24日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (社外取締役を除く) 2名および2023年3月31日をもって辞任した取締役 (社外取締役を除く) 1名を含んでいます。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 業績連動報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。
4. 株式報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。
また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。

④ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬などの総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。



(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社グループとの関係 (2023年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	伊藤 綾	(株)リクルートホールディングス サステナビリティトランスフォーメーション部 パートナー ソフィアメディ(株) 代表取締役社長兼CEO (株)イオレ 社外取締役 (株)イー・ウーマン 社外取締役
社外取締役	大坂 祐希枝	(一社)カスタマーサクセス推進協会 代表理事 さくらインターネット(株) 社外取締役
社外監査役	市川 一郎	公認会計士・税理士 SWEAT CAPITAL(株) 代表取締役 (株)ユニメディア 社外監査役 (株)メディアジーン 社外監査役
社外監査役	梅林 啓	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー 東京大学大学院法学政治学研究所 教授

(注) 当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		取締役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	活動状況および社外取締役に期待される役割に 対して行った職務の概要
社 外 取 締 役	伊 藤 綾	15回/15回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴やサステナビリティ推進の専門家としての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特にサステナビリティ、マーケティング分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会、ガバナンス委員会およびサステナビリティ委員会の委員として、これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性、取締役会実効性評価、サステナビリティへの取り組みなどの審議において、発言・提言を積極的に行っています。
	大坂祐希枝	15回/15回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴やマーケティングコンサルタントとしての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特にマーケティング、IT/DX分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員として、委員就任後これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性、取締役会実効性評価などの審議において、発言・提言を積極的に行っています。
社 外 監 査 役	市 川 一 郎	15回/15回 (100%)	12回/12回 (100%)	取締役会では、公認会計士としての財務・会計面での専門知識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。 監査役会では、常勤監査役から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役および取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っています。
	梅 林 啓	14回/15回 (93.3%)	12回/12回 (100%)	取締役会では、弁護士としての見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。 監査役会では、常勤監査役から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役および取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っています。



5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

32百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

100百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬などの額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬などの額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であることを確認し、会計監査人の報酬などの額が妥当であると判断し、同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務遂行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任または不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出する方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社グループの企業理念等

グループ理念	行動指針
<p>私たちは事業を通じて、 健やかで豊かな社会の実現に貢献します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心と品質の追求による、価値ある商品とサービスの提供 ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化 ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成 ・コンプライアンスを最優先とした公明正大で透明性のある行動 ・地球環境に配慮した事業活動の推進
ビジョン	
<p>フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー</p>	

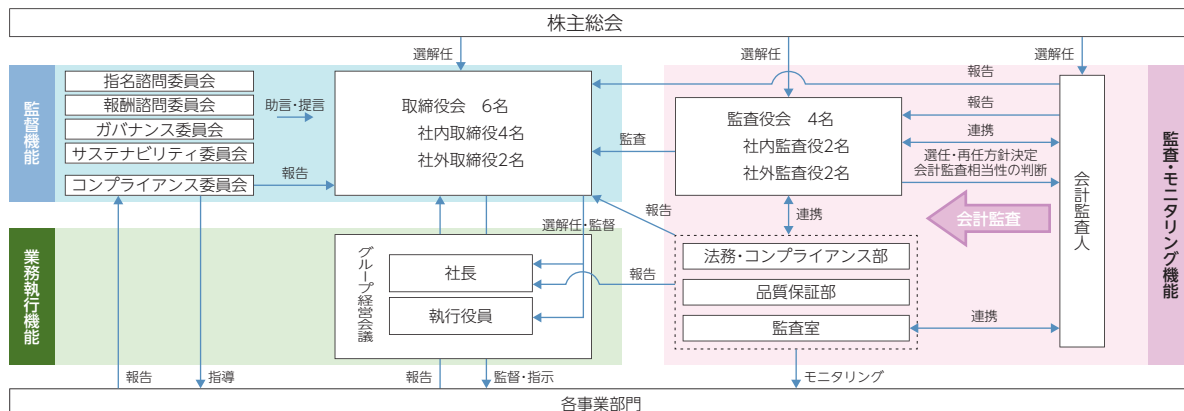
(2) 当社のコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、事業の一環として社会課題の解決を図るために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた透明性の高い経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行う。

当社は、この基本的な考え方に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的として、コーポレート・ガバナンスに関する枠組みを示した「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しています。

(3) 当社のコーポレート・ガバナンス体制図 (2023年3月31日現在)





(4) 取締役会・諮問委員会の役割

①取締役会

2023年3月31日現在、当社の取締役は6名で、うち2名が社外取締役です。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しており、当社グループの経営方針・経営戦略および経営上の重要事項の意思決定並びに職務執行状況の監督を行っています。

2022年度の開催回数は15回、取締役の出席率は100%、監査役の出席率は98.3%でした。

なお、取締役会での決定を要しない業務執行およびその決定については、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、決裁権限規程に基づいてグループ経営会議および執行役員に権限移譲しています。

②指名諮問委員会

取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性・客観性を確保するため設置しています。3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2022年度の開催回数は3回、委員の出席率は100%でした。

審議する事項

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、執行役員の選任・解任に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員の選任・解任に関する基本方針、規則、手続などの制定、変更、廃止に関する事項
- (3) その他、取締役候補者・監査役候補者の選任、取締役・監査役の解任に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項

③報酬諮問委員会

取締役、執行役員の報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保するため設置しています。3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2022年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。

審議する事項

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、執行役員の報酬制度（基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等）に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、執行役員の業績連動（経営指標、目標値、変動幅等）に関する事項
- (3) 当社グループの取締役、執行役員の報酬水準（競合他社との比較）に関する事項

④ガバナンス委員会

取締役会の実効性を高めることによりコーポレート・ガバナンス体制とその運用を強化することに資するため設置しています。3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として取締役会の実効性評価について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2022年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。

⑤サステナビリティ委員会

社会・環境問題の解決による持続可能な社会の実現と、当社グループの持続的成長を両立するサステナビリティの取り組みをグループ全体で推進するため設置しています。5名の委員（うち独立社外取締役1名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2022年度の開催回数は7回、委員の出席率は100%でした。

審議する事項

- (1) サステナビリティ経営の基本方針、推進活動の基本計画、戦略の立案
- (2) サステナビリティ経営推進のためのマテリアリティ（重要課題）の策定
- (3) マテリアリティに対するKPIの設定と進捗モニタリング

(5) 監査役・監査役会の役割

当社の監査役は4名で、常勤監査役2名、社外監査役2名の体制となっています。監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役および使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っています。また、会計監査人からも監査計画・結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めています。



監査役会は、毎月定期的に開催され、監査に対する重要事項の決定のほか、監査実施状況の報告、意見交換などを行っています。

2022年度の開催回数は12回、監査役の出席率は100%でした。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①内部統制システム基本方針（2023年3月31日現在）

取締役会において決議した内部統制システム基本方針は、次のとおりです。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、グループ理念、ビジョン及び行動指針のもと、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備・運用する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化したコンプライアンス行動基準を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループの経営目標の達成や事業活動にかかわるリスクを特定して分析・評価し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理体制を整備・運用する。

- (2) 当社グループは、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。
- (3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を設置し、損害の発生及び拡大を防止し、これを最小化するための体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営方針・経営戦略及び経営上の重要事項の意思決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、取締役（社外を除く。）を主要構成員とするグループ経営会議を設置し、当社グループの経営戦略及び重要事案に関する決定・報告・審議等を行う。
- (3) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員間の職務分掌を明確化する。
執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況を取締役に報告する。
- (4) 当社は、独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各部門は、業務の適正を確保するための内部統制システムについて、関連する業務主管部局の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。
- (2) 当社グループ各部門は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムについて、当社経理財務部の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。
- (3) 監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。監査結果は、速やかに代表取締役、取締役、監査役に報告する。
- (4) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。



子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。

- (5) 当社は、当社の役員を子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制

- (1) 当社は、監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命する。
- (2) 当社は、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査役の同意を得なければならない。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。

8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく当社の監査役に報告する。また、監査役から情報の提供を求められた場合、これに応じる。
- (2) 監査室は、当社グループの内部監査結果を監査役に報告する。
また、法務・コンプライアンス部は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、当社の監査役に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社は、監査役が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査役からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払又は償還に応じる。
- (5) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査役の出席を確保する。また、監査役が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。

②内部統制システム基本方針の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム基本方針の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、「コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動」をコンプライアンス方針として掲げています。従業員として遵守すべき判断基準を示したコンプライアンス行動基準を「企業倫理規範」として冊子にまとめ、全従業員に配布し、教育・研修などを通じて周知徹底を図っています。また、定期的に当社の経営層よりコンプライアンスメッセージを発信しています。

(2) 当社は、コンプライアンス委員会を毎月1回開催しています。本委員会の委員は、管理本部長、人事部長、品質保証部長、管理本部長が指名する者で構成されており、委員長は取締役会の決議によって委員の中から選定されています。本委員会では、当社グループの内部統制機能を強化し、永続的な企業価値の向上を目的として、食品安全、コンプライアンス、業法、訴訟、係争に関するリスクの管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価しています。

また、当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員を議長としたコンプライアンス責任者会議を年2回開催しています。本会議では、コンプライアンス方針および活動計画の策定、コンプライアンス委員会から改善を求められた事項、コンプライアンス事案の対応策・改善策の報告と検証を行っています。

(3) 法務・コンプライアンス部（2023年4月1日より「コンプライアンス室」に名称変更）は、グループ全従業員がコンプライアンスの意識を高め、またコンプライアンスの重要性を理解するために、定期的にコンプライアンス講習を実施しています。社内役職者に対しては業法やハラスメント防止など、役割に応じて必要なコンプライアンス講習を行っています。

また、各職場のコンプライアンスの浸透度合いを把握するため、また従業員からコンプライアンスに関する率直な意見を聞くため、年1回、グループ全従業員を対象にコンプライアンス浸透度調査を実施しています。回答結果や従業員の意見などは、取締役会に報告および全従業員にフィードバックし、問題点があれば改善し、次年度のコンプライアンス活動にも反映させるなど、職場の改善活動につながっています。



(4) 当社は、グループ全従業員を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける社内相談窓口として「社内ホットライン（法務・コンプライアンス部 2023年4月1日より「コンプライアンス室」に名称変更）」、社外相談窓口として「社外ホットライン（社外弁護士）」を設置しています。

各相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」の冊子、コンプライアンスカード、社内ポータルサイトにて案内しています。なお、各相談窓口の利用実績は、社内ポータルサイトにて毎月1回周知しており、相談窓口の利用促進につなげています。

また、内部通報規程において、相談内容の秘密厳守、通報・相談したことによる相談者への不利益な取り扱いの禁止について規定し、相談者の保護を図っています。

(5) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルにて、反社会的勢力による当社グループの経営活動への関与や被害を防止するための基本方針、具体的な対応方法を定め、運用しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書管理に関する規程により、法令などに基づく文書保存期間を設定し、適切に保存・管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、リスク管理体制を整備・運用しています。取締役会の役割は次のとおりです。

- ① 当社グループのリスクを特定して分析・最終評価する。
- ② 特定したリスクに対してリスク対策を策定し実行するため、事業領域、職掌などを踏まえ、リスクごとにリスク管理責任者およびリスク担当部署を設定する。
- ③ リスク管理体制の運用状況を監督する。

(2) 当社グループは、従業員の生命・身体、または当社グループの資産に著しい被害が生じ、当社グループの事業活動の継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、もしくはそのおそれがあると判断した場合、危機管理委員会を設置し、情報の収集・分析、および損害の発生または損害拡大の防止のために必要かつ適切な対応を行います。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大対策として危機管理委員会を設置しました。危機管理委員会では、従業員の感染予防、感染拡大防止、および商品の安定供給の責務を全うするため、政府、地方自治体の対応方針を踏まえて、適時適切に当社グループの対応方針、ガイドラインなどを策定・実施しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しています。取締役会では当社グループの経営方針・経営戦略および経営上の重要事項の意思決定ならびに職務執行状況の監督を行っています。
- (2) グループ経営会議は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として設置しています。社外役員を除く取締役、監査役、その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されており、月2回の定例開催のほか、必要に応じて適時開催しています。当社グループの経営戦略および重要事案に関する決定・報告・審議などを行っています。
- (3) 執行役員は、当社グループにおける各担当職域にて職務を執行しており、当社の取締役会などにおいて職務執行状況を定期的に報告しています。
- (4) 独立社外取締役は、取締役会事務局などより取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しています。
なお、独立社外取締役の本事業年度における活動状況については、「4. (3) ② 当事業年度における主な活動状況」に記載しています。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、本基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しています。
なお、当社グループの業務の適正および財務報告の信頼性を確保するため、2023年4月1日付にて、当社に内部統制室を設置しました。
- (2) 監査室は、内部統制システムの運用状況について、内部監査規程、年間監査計画などに基づき、グループ会社を含めた事業部門の業務監査を主目的とする内部監査を実施しており、また必要に応じて追加的な目的監査を行っています。
監査結果は、監査通知書にて社外役員を含む全ての取締役・監査役、および被監査部門に報告しています。また、被監査部門からの監査回答書についても社外役員を含む全ての取締役・監査役に共有されています。



内部監査報告会を適宜開催しており、社長、常勤監査役、監査室長、監査室メンバーおよび被監査部門の責任者などが出席し、監査通知書、監査回答書をもとに議論を深めています。

- (3) 子会社各社は、それぞれの決裁権限規程などにて、当社の承認を要する事項・当社への報告を要する事項の基準を定めています。子会社各社は、この基準に基づき業務の執行、または当社への報告を行っています。
- (4) 当社は、当社役員を子会社に派遣しており、当該役員は、子会社の取締役会や重要な会議に出席し、業務執行の監督または監査を行っています。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社の管掌部門を定めています。

管掌部門から使用人などを子会社各社に取締役として派遣し、取締役会や重要な会議で職務執行の報告を受けています。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助するため、また監査役会事務局として、監査役スタッフ1名を配置しています。同スタッフの任命については、監査役会の同意を得た上で行っています。また、監査役スタッフの人事評価に関しては、取締役からの独立性を確保しています。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 常勤監査役は、監査室との内部監査室報告会に出席し、監査の指摘事項および経営陣からの指示事項について確認を行っています。
社外監査役は、監査室から監査結果について直接レポート（監査通知書）を受け取っており、監査の指摘事項に対する改善内容などは、監査役会にて常勤監査役から情報共有されています。
- (2) 常勤監査役は、品質保証部および法務・コンプライアンス部（2023年4月1日より「コンプライアンス室」に名称変更）との報告会を月1回定例開催し、品質監査および相談窓口への内部通報状況などの確認を行っており、報告会の内容は監査役会にて社外監査役に情報共有されています。また、その他使用人からも定期的に報告を受けており、報告内容は監査役会にて情報共有されています。
- (3) 常勤監査役は、グループ会社監査役をメンバーとする「グループ会社監査役連絡会」を実施し、各監査役のレベル向上を図るとともに、情報共有、意見交換を行っています。

(4) 監査役の職務執行によって生じる必要な費用については、あらかじめ予算を確保しており、臨時に支出した費用についても当社が負担しています。

(5) 常勤監査役は、取締役会・グループ経営会議などの重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っています。

社外監査役は、取締役会に出席し、それぞれの見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。

監査役会は、社外取締役を交え、取締役との面談会を開催しています。

また、会計監査人と定期的に報告会・意見交換会を開催し、連携強化を図っています。

その他、常勤監査役は、取締役、執行役員と面談を適宜行い、情報共有、課題聴取、意見交換を行っています。

(6) 監査役は、取締役会事務局などより取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、配当につきましては、連結業績、財務状況ならびに将来の事業展開などを総合的に判断し、安定的な配当の継続を基本方針としています。

上記の方針に基づき、2023年3月期の期末配当につきましては、取締役会決議により、前期から1円増配し、1株当たり24円の配当を実施させていただきます。

また、『中期経営計画2023』において、財務健全性と資本効率性を勘案した株主還元策を行い、株主価値の最大化を図るため、配当性向については、40%を目途に30~50%の範囲で安定的に増配することを目指しており、2024年3月期の期末配当につきましては、2023年3月期から1円増配し、1株当たり25円を見込んでいます。(2023年6月23日開催の定時株主総会に付議する予定の株式併合(普通株式5株を1株に併合、効力発生日2023年10月1日)を考慮した場合は、125円となります。)

なお、自己株式の取得につきましては、経営環境に応じて機動的な実施を検討することを基本方針としています。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内 訳	合 計
売上高		922,682
売上原価		792,556
売上総利益		130,126
販売費及び一般管理費		107,131
営業利益		22,994
営業外収益		
受取利息	102	
受取配当金	378	
受取賃貸料	454	
受取保険金	214	
助成金収入	1,842	
持分法による投資利益	439	
その他	847	
		4,279
営業外費用		
支払利息	799	
不動産賃貸費用	138	
その他	291	
		1,229
経常利益		26,044
特別利益		
固定資産売却益	61	
投資有価証券売却益	35	
		97
特別損失		
固定資産除却損	480	
投資有価証券売却損	3	
減損損失	327	
人事制度変更による一時費用	335	
その他	30	
		1,177
税金等調整前当期純利益		24,964
法人税、住民税及び事業税	7,640	
法人税等調整額	303	
		7,944
当期純利益		17,019
非支配株主に帰属する当期純利益		44
親会社株主に帰属する当期純利益		16,975



■ 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	96,615	129,805	△4,150	252,273
当期変動額					
剰余金の配当			△6,713		△6,713
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,975		16,975
自己株式の取得				△5,000	△5,000
自己株式の処分		△8		130	121
自己株式の消却		△7,179		7,179	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△7,187	10,261	2,309	5,382
当期末残高	30,003	89,427	140,066	△1,841	257,655

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,727	151	△684	3,556	9,750	118	598	262,740
当期変動額								
剰余金の配当								△6,713
親会社株主に帰属する 当期純利益								16,975
自己株式の取得								△5,000
自己株式の処分								121
自己株式の消却								－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△19	△980	2,922	△720	1,202	△41	△22	1,139
当期変動額合計	△19	△980	2,922	△720	1,202	△41	△22	6,521
当期末残高	6,708	△828	2,237	2,835	10,952	77	576	269,261



損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収益		
関係会社受取配当金	16,972	
経営管理料	3,855	
受取業務委託料	7,518	28,345
営業費用		
販売費及び一般管理費	10,962	10,962
営業利益		17,383
営業外収益		
受取利息	51	
受取手数料	31	
その他	26	109
営業外費用		
支払利息	36	
支払手数料	22	
その他	0	59
経常利益		17,433
特別損失		
投資有価証券評価損	42	
投資損失引当金繰入	308	
関係会社事業損失引当金繰入	385	
その他	11	748
税引前当期純利益		16,684
法人税、住民税及び事業税	253	
法人税等調整額	△126	126
当期純利益		16,558

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,003	7,503	129,167	136,670	38,042	38,042	△4,150	200,565
当期変動額								
剰余金の配当					△6,713	△6,713		△6,713
当期純利益					16,558	16,558		16,558
自己株式の取得							△5,000	△5,000
自己株式の処分			△8	△8			130	121
自己株式の消却			△7,179	△7,179			7,179	-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	△7,187	△7,187	9,844	9,844	2,309	4,966
当期末残高	30,003	7,503	121,979	129,483	47,886	47,886	△1,841	205,531

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	118	200,684
当期変動額		
剰余金の配当		△6,713
当期純利益		16,558
自己株式の取得		△5,000
自己株式の処分		121
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△41	△41
当期変動額合計	△41	4,924
当期末残高	77	205,609



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 根本 剛 光
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三上 伸 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 水野 勝 成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 伸 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 勝 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松崎 義郎 ㊟

常勤監査役 高橋 伸 ㊟

社外監査役 市川 一郎 ㊟

社外監査役 梅林 啓 ㊟

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.



主要トピックス

TOPICS

伊藤ハム米久ホールディングスのトピックスを紹介します。

「培養肉未来創造コンソーシアム」を設立

当社、大阪大学大学院工学研究科、株式会社島津製作所、凸版印刷株式会社、株式会社シグマクスは、2023年3月29日に、3Dバイオプリントによる食用培養肉製造技術に関する社会実装の具体的な取り組みを目的とした「培養肉未来創造コンソーシアム」を設立しました。企業を超えた協業により「3Dバイオプリント技術の応用開発」「生産・流通までの一貫したバリューチェーンの確立」「省庁や民間企業との連携による法規制整備への貢献」を進めて参ります。また、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）での展示など生活者の理解促進につながる情報発信に注力し、世界に先駆けての培養肉食用化の実現を目指します。



培養肉社会実装共同研究講座開所記念式典：テープカットの様子

協業の役割分担



培養肉未来創造
コンソーシアム
Discussion for Future Innovation by Cultured Meat



■ IHミートパッカー 十和田ミートプラント「牛の処理・カット場」新設

当社グループ会社であるIHミートパッカー株式会社は、主要拠点の一つである十和田ミートプラント隣接地に、2024年3月稼働予定の「牛の処理・カット場」を新設します。今回「牛の処理・カット場」を新設することで、現在稼働している施設を豚の処理・カット施設に特化させ、牛・豚ともに処理頭数の増加を計画しています。

また、東北エリアに大規模な牛・豚の処理・カット場を拡充することで、国内の安定した食肉供給を担うだけでなく、当社の輸出専用オリジナルブランド和牛である「ITO WAGYU」の更なる販売拡大を目的に、米国や欧州をはじめとする各国への輸出認定処理施設としての稼働も目指します。

今後も当社グループは、生産基盤・収益基盤の強化に取り組んで参ります。



※完成イメージ図

株主優待制度のご案内



株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に伊藤ハムと米久それぞれの商品をご賞味いただくため、株主優待制度を導入しております。

◆対象となる株主様

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された1,000株以上を保有する株主様を対象といたします。

◆優待内容

5,000円相当の当社グループ商品を贈呈いたします。

◆贈呈時期

6月中旬より順次お届けを予定しております。


◆受け取り辞退に伴う寄付の実施

社会貢献活動の一環として、優待品の受け取り辞退を申し出られた株主様につきましては、優待品の発送に代えて5,000円を日本赤十字社へ寄付させていただきます。

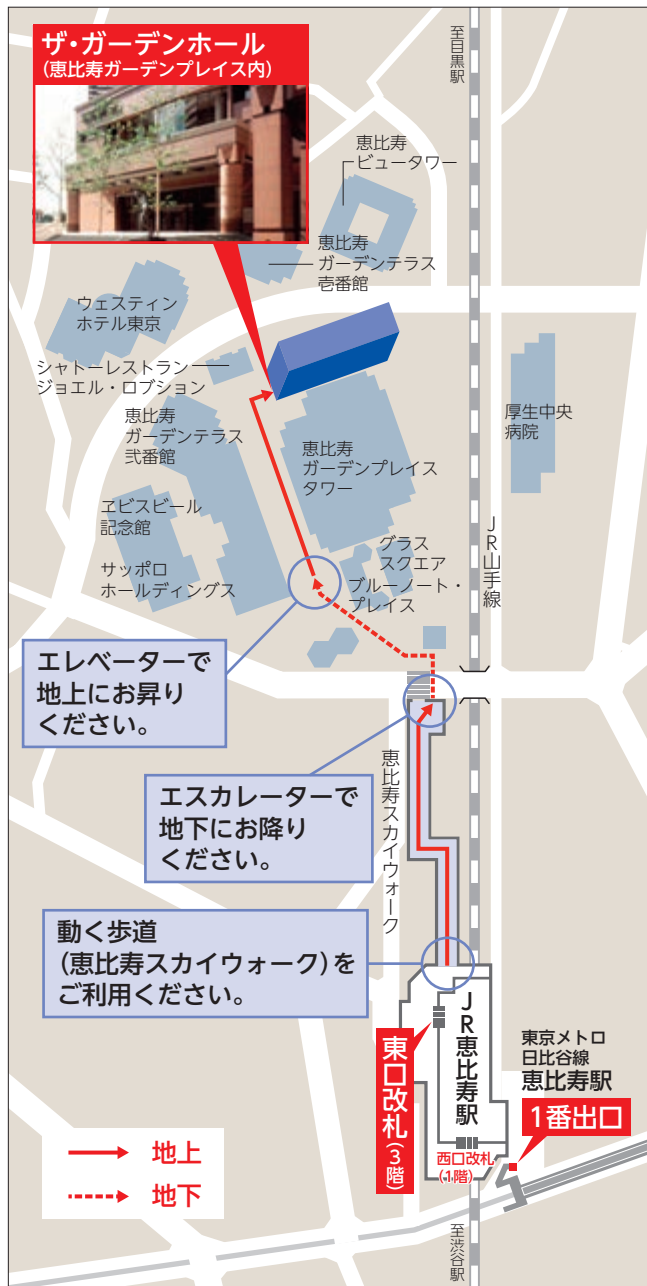


※写真はイメージですので、商品の内容は一部変更になる場合がございます。

株主メモ

上場市場	東京証券取引所プライム市場	郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
証券コード	2296	(電話照会先)	 0120-782-031
1単元の株式数	100株	公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	公告掲載URL	https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html
定時株主総会	毎年6月		
株主確定基準日	毎年3月31日		
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号		
特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号		

株主総会会場ご案内図



場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)

日時

2023年6月23日 (金曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時15分)

交通機関のご案内

JR「恵比寿駅」東口改札 (3階) より
「恵比寿スカイウォーク」 で徒歩約**10分**

※JR「恵比寿駅」西口改札 (1階) からは東口改札 (3階) へお回りいただき、恵比寿スカイウォークをご利用ください。

東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」
1番出口 (JR恵比寿駅方面) より
「恵比寿スカイウォーク」 で徒歩約**12分**

※上記JR方面出口を出て正面のエスカレーターにお乗りください。
JR恵比寿駅東口改札 (3階) へお回りいただき、恵比寿スカイウォークをご利用ください。

※恵比寿スカイウォークの先は地下ルートをご案内させていただきます。

■駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。